

第2回中央港湾団交、不誠実回答に抗議

3月12日に24ストを構え 3月9日に再度団体交渉



第二回中央港湾団交が二月二十三日開催された。米国の保護貿易傾向、アライアンス再編問題等々で港湾運送事業は大変厳しい環境となってきたが、そうした中でも、港湾の職域を明確化させ、港内秩序を安定、港湾労働者の雇用を守ろうと一七春闘産別要求書を二月一日に提出、業側からの真摯な回答を期待していた。

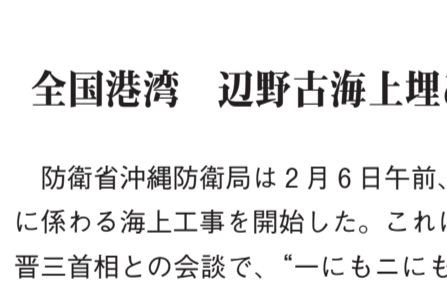
しかし、第二回中央港湾団交の回答は、港労法適用拡大については「一六春闘協定一」としての回答なし、定年制項(四)は、港労法の精神及

びその意義について理解したものであって、全港適用の合意をしたのではない」と一六春闘時を下回る回答、産別制度賃金(産別最賃の三%引き)については「産別賃金(産別最賃の三%引き)については「産別賃金(産別最賃の三%引き)を」として議論した後、三月十日(日)始業時から二四時間ストライキを構え、次回第三回中央港湾団交は三月九日に開催されることとなった。

二月十七日、一七けんり春闘の日本経団連前抗議行動がおこなわれた。

主催者を代表して金澤共同代表(主労協議長)は「官制春闘というものは本来の春闘ではない。我々自身がたかわなければ春闘は死滅してしまふ。働きやすい職場を求めて一七春闘を全力でたたかて行こう」とあいさつ、参加組合から次々と決意表明を受けた。

中でも、韓国から来日闘争中のサンケン労組(サンケン電気解雇撤回闘争)のメンバーからは「ユルトン」(闘争時の集会等でおこなわれる演舞)が披露され、喝采を浴びていた。そして、行動の最後は、全港湾松本委員長(松本)の団結カンパローで締めくくられた。



サンケン労組によるユルトン

けんり春闘、経団連前で抗議行動

一七けんり春闘は、「中小企業労働者・非正規労働者・外国人労働者などすべての労働者の大幅賃金引き上げ。賃金格差廃止。派遣・契約社員等非正規労働者を正社員に転換。契約期間満了を理由とした雇止めを行わない」等々を掲げ闘争に入った。



東京都大田区蒲田 5の10の2
全日本港湾労働組合機関紙
(毎月1日発行)
一部20円 (組合員の購読料は組合費の中に含む)
発行責任者 真島勝重



全港湾は統一回答指定日の翌日、半日以上スト構える

全港湾は二月二十三日の中央港湾団交終了後、地方代表者会議を開催、全港湾としての統一要求(二万円、定年延長、労災企業補償)についての戦術の検討をおこなった。

その結果、回答を前進させるべく、三月二十四日(金)の全港湾第一回回答指定日の回答が不満の場合、三月二十五日(土)始業時から半日以上ストライキを構え交渉に臨むとした(ただし、日程については今後の全国港湾の日程を考慮する場合もあろうとされた)。

二月十七日「国鉄の分割・民営化から三〇年 闘争を今後の労働運動の教訓に」

氏(片柳悦正)の公演を受けた。

加藤弁護士は「そもそも国鉄は、戦後の復興から人々を餓死させないために人々を雇った。国民の生活を守る、皆で生き残っていくということ。国鉄の原点であった。その闘争の原動力は、仲間を裏切らない風習、様々な共闘運動、裁判闘争と裁判以外の大衆闘争の結合等々であったと考える。この教訓を今後の労働運動に活かしてほしい」と呼びかけた。

全国港湾 辺野古海上埋め立て工事強行に対する抗議声明

防衛省沖縄防衛局は2月6日午前、米軍新基地建設に伴う名護市辺野古の埋め立てに係る海上工事を開始した。これは、2月3日米国防長官と安倍晋三首相との会談で、「一にも二にも辺野古だ」と新基地建設の推進で一致したことを踏まえたものである。今回の海上工事強行は、首相が2月10日にトランプ大統領との日米首脳会談の手土産にしようとする思惑は明らかであり、許し難い蛮行であり、強く抗議するとともに、即時工事中止を求め、稲田朋美防衛相が米国防長官に新基地の「一日も早い」完成を誓ったように、今回の工事強行は沖縄の民意を無視して新基地建設を押し進めようとする安倍政権の強権姿勢をあらわにするもので、翁長沖縄県知事や県民への侮辱である。

2月10日の日米首脳会談での共同声明は「揺らぐことのない日米同盟」をかけた、2015年の「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」に基づき防衛協力を強化し、沖縄県名護市辺野古新基地建設を宣言した。

辺野古の新基地建設は、昨年末の辺野古の目と鼻の先にある名護市の海岸に墜落した米海兵隊機オスプレイの一大拠点になることから、沖縄県民の命と暮らしをますます脅かすことになる。事故原因が特定されないまま、オスプレイの飛行や空中給油訓練の「再開」を認めた安倍政権の下で、新基地の危険性はますます重大な事態となる。

われわれ港湾労働者は、辺野古海上埋め立て工事の即時中止を求めるとともに、普天間基地の閉鎖と無条件撤去を日本政府に改めて強く要求する。

21世紀の時代に新しい基地を建設するという愚行に強い憤りとともに、沖縄のたたかいと連帯し、本土からの埋め立て土砂搬出を含む新基地建設阻止にむけた、あらゆる取り組みを推進する。

2017年2月22日
全国港湾労働組合連合会第6回中央執行委員会

労働者供給事業について考える

労働者供給事業（勞供事業）は、職業安定法第四四条によって、基本的には禁止をうたっています。ただし、第四五条で労働組合等が厚生労働大臣の許可を受けたときは、無料の勞供事業を行うことができるとしています。戦前の封建的、前近代的な労働慣行の温床であるタコ部屋、賃金の中間搾取、強制労働を排除する、また、労働力は商品ではないという国際的な原則を順守する目的もありました。そうした中で、労働組合の行う勞供事業は、当然のことながら、労働者の職業の安定と自由（強制労働の禁止）、中間搾取の禁止を実現することができるのは民主的運営が労働組合以外考えられないという観点で位置づけられています。

しかし、一九八六年に労働者派遣法が施行し、一九九九年に改正され専門的・二六業種以外で、むしろ、殆どの業種で一般派遣ができるようになりました。派遣と労働の違い、労働事業は労働者と供給先企業との間で雇用関係と指揮命令関係が発生し、雇用関係は派遣元企業です。一九八六年に施行された当時、労働者派遣法は派遣される労働者の保護が建前となっていました。しかし、抜本的な問題

は、使用者と雇用者が違っていることです。労働基準法第二条に「労働条件は、労働者と使用者が対等の立場において決定する」とありますが、もはや、派遣労働者は実際の使用者と交渉することもできず、弱い立場の労働者を劣悪な環境下で従事させ、更に、言い方を変えれば、雇用者が中間搾取を行うなどの状況が蔓延しています。一方、勞供事業は、営利事業ではないため、中間搾取は発生しません。更に、供給先企業との間で、労働組合との労働協約締結による労働者から、強制労働も発生しません。幸いなことに、全港灣はというより、港灣運送事業は一般派遣禁止業務とされているため、港灣は未だ非正規労働者が蔓延しない業種といえます。

全港灣の勞供事業の歴史を振り返ってみます。一九四八年、定期全国大会で勞供事業の許可獲得の方針が確認されています。この方針によって、名古屋港では多くの港灣労働者が勞供事業に就きました。また、佐世保港では朝鮮戦争の影響で、勞供事業が急激に伸びたと記録に残っています。しかし、その後、その他の港でも取り組まれましたが、高度経済成長の中で、港灣労働者の常用化が進み、また、港灣運送事業者の事業基盤も整備され、全港灣の勞

供事業も影響を受けざるを得ませんでした。しかし、一九九〇年前後になると、トラック職種の労働者が増加し、その中で雇用合理化を受け、解雇された労働者の雇用を労働組合自らが確保するため、トラック運転手の勞供事業を行う支部が出てきました。このことにより、一九九〇年、第五七回定期全国大会議案で再取り組む方針が確立されました。当時、関東地方、関西地方、九州地方の支部で勞供事業の実績がありました。これ以降、一〇年をかけて労働者供給事業のあり方、各地方での学習会、中央本部での一括許可申請に向けて議論検討を重ねています。

港灣においては、一九八九年以前の旧港灣労働法による職安に日雇港灣労働者を登録し、優先紹介する制度から一九八九年一月に施行された新港灣労働法により、港灣労働者雇用安定性センターに雇用された労働者を港灣運送事業者へ派遣する制度へと大きく変化した時代でもありました。また、現在は、新港灣労働法の改正（二〇〇〇年）により、港灣運送事業者間で自ら雇用する常用港灣労働者を派遣する制度へと変わってきています。元々、港灣労働法制定の原点は全港灣が中心と



日本海 七尾港「第二能登丸遭難事件」を学習する

二月四日（土曜日）十七時から、七尾支部青年部平和学習会を開催しました。内容は第二次世界大戦後の八月二十八日に、米軍のB二九によって七尾港に落とされた機雷により七尾海陸社所有の第二能登丸が沈没し、軍需品荷役のため七尾港で勤労働員させられた民間人など二八名が亡くなりました。その「遭難事件」について戦争の悲惨さ、無意味さを後世に伝えるために取り組みました。

講師の角三さんは小学校教諭時代この事件について調べ、子供たちと一緒に紙芝居を作成しました。また教職員組合と全港灣など平和運動を牽引する労働組合の協力のもと

供手続書類の確認と中央本部への移行方法の検討を行う、③供給・派遣事業の可能な人材派遣会社や警備事業の資格取得に向けた会社設立については時期尚早とまとめ、将来的検討事項として保留としました。これ以降、勞供・派遣対策会議は名称をあらためていた支部は、東京支部、横浜支部、介護家政職支部、名古屋支部、長崎県支部、鹿島支部等々であります。

港灣運送事業は、国際コンテナ船が主流となるも依然として、天候に左右される不安定な職種で、台風など時化（しけ）後の船舶入港が近隣港に一斉入港となる現象が起き

るなど波動性がありすぎて、単純に年間の平均港灣労働者人員確保を一つの企業で常用化できない実態があると言えます。そのような背景から、二〇〇四年七月に中央本部で労働者派遣対策会議が開催されました。当時、すでに支部単独で勞供許可を受け事業を行っていた支部は、東京支部、横浜支部、介護家政職支部、名古屋支部、長崎県支部、鹿島支部等々であります。

中央本部は勞供事業の許可を受けました。

直近では、二〇一六年十二月にひたち支部と境港支部の二支部が加わり、一五支部一七事業所となり、また、中央本部勞供事業とは別に支部単

独で五支部（名古屋支部、舞鶴支部、大阪支部、阪神支部、長崎県支部）が事業を行っています。直近の二〇一五年四月現在で、供給対象組合員は月平均八一一名（常時供給四二一名、臨時供給三九〇名）、年間供給延人員実績は四一、七〇〇人と勞供事業として、中央本部で許可を受け一〇年間、実績を伸ばし定着している状況です。

労働者派遣法が毎回改悪されています。常用代替防止と派遣労働者の保護の観点から、不安定雇用や低賃金など均等待遇の実現などほど遠いものになっています。また、臨時的・一時的労働であった

派遣労働者を派遣先企業の配属次第で期間制限なしで受け入れ可能となり、今、大きく後退しています。一方、厚生労働省は労働者供給事業の禁止について、単なる強制労働、中間搾取の防止のみではなく、広く雇用形態の民主化と労働者の基本的権利の保護を図ることとしています。よ

く、労働者供給事業は禁止されているという報道や印刷物にはありますが、「労働組合のおこなう労働者供給事業は認められている」という報道などは皆無で、労働組合の教宣以外、広がっていく可能性は低いと感じています。労働組合等が厚労大臣の許可を受け

て無料で行う場合に限り認められている客観的事実を、私たちがしっかりと認識し、教宣・拡大を図っていかねばなりません。労働者供給事業の組合員は

始めると同盟国として人殺しに後方から加担しているのに、七〇年間地球規模で築き上げた、「日本人だから大丈夫」という安全神話は消えかけているのは確かです。ここで私達市民は何ができるかと考えると、過去の悲惨な戦争のために死んでいく意味のないことばやっばりだめなのだ。戦争は絶対にしてはいけないというのを、これからも私達の意識の中に生かしていかねばならないのです。永久に戦争放棄する日本国憲法を守り、独裁者アベ政治を許さないたいかいを継続していきましょう。

http://www.city.nanao.lg.jp/（七尾市役所ホームページ）に紹介されています（七尾支部 中尾哲）



青年部にあたる年齢の若者が戦闘に加担させられ、戦死した若者は出身町内の忠魂碑に名前が刻まれています。どれだけ無念だったことでしょうか。アベ内閣が集団的自衛権行使を憲法解釈で容認し、戦争法（平和安全法制）を国会にて強行採決した事件は、一生忘れることにはできません。四四〇発以上の機雷を七尾湾に投下された港灣機能を封鎖されたこと、七尾の近くに飛行場を建設しようとしていて、使用することなく、終戦を迎えたことなどを教わりました。偶然が重なって空襲がほとんどなく終戦を迎えた石川県ですが、今の守るより、アメリカが戦争を